

△調査報告▽

京都泉涌寺古文書探訪記(二)

京都泉涌寺の第四次古文書調査は、本年九月上旬に行なわれた。調査参加者は、大三輪龍彦、伊藤一美、小松大秀、山中清孝(以上すべて大学院生)の四名である。今回の調査により整理を完了したものは後水尾天皇・明正天皇の御葬礼関係史料が各々二百七十三点、二百四点、寺役人山田家旧蔵泉涌寺文書百八十五点、山田家文書三十点である。

後水尾天皇、明正天皇の御葬礼関係史料は寛文八年(一六六八)建立の宝蔵内に、他の天皇、女院の史料とともにひとりづつ整然と箱に入れられ保存されていたもので、その総合的な調査は今回の我々の調査が初めてである。以下にその主な史料を示すと、「後水尾院尊儀御葬礼御中陰等略記」「同金銀寄帳」「同布施割帳」「武家香奠帳」「宮方堂上方諸門跡并女中衆贈經香奠帳」「御一会記録」等があり、状物には下行米に関する幕府老中奉書の写、諸道具覚、泉涌寺より諸塔頭・関係寺社への書状控、関係寺社・武家からの書状、絵図等がある。年次は後

水尾天皇の場合、崩御の年の延宝八年(一六八〇)のものが質量ともに充実しており、以下一周忌、三回忌、七回忌、十七回忌、二十五回忌、三十三回忌、五十回忌、百回忌、百五十回忌のものがある。

山田家旧蔵泉涌寺文書は、かつて泉涌寺の寺役人を代々世襲され、現在も泉涌寺の門前近くに住んでおられる北海道大学名誉教授山田幸男氏が、今回の我々の古文書調査を機に、泉涌寺に寄贈されたものである。本史料の内容は少点数ながら良好な史料群なので、参加者四人の共同作成になる目録を掲載し、簡単な解説、史料紹介を行うこととした。尚、泉涌寺では来る昭和五十一年に、開山国師(俊蒨)七百五十回忌が厳修されるのを機に、京都大学名誉教授赤松俊秀氏を中心に泉涌寺史が編纂される由である。昨年度及び今回の我々のささやかな探訪記が何らかのお役に立てば幸いである。

一、後水尾天皇の葬礼

古代から中世にかけての天皇で、葬礼そのものに関する史料が現存することは、私は寡聞にして知らない。ところが我々が現在継続的に調査中の泉涌寺は、皇室の菩提寺であり、後水尾天皇より孝明天皇までのすべての天皇、女院の葬礼に関する根本史料を所蔵する寺である。やや特殊な史料ではあるが、「御

布施帳」「金銀寄払帳」等を詳細に分析すれば、近世の皇室經濟、朝幕關係、大名・寺社の財政、出入商人・寺領農民の実態等を明らかにすることができよう。

今回調査を完了したのは前述の如く後水尾天皇、明正天皇の御二分分のみであるが、史料内容は大同小異なので本稿では後水尾天皇の葬礼について、その実態を略述してみたいと思う。

後水尾天皇は慶長元年（一五九六）、後陽成天皇の第三皇子として生れた。母は中和門院前子（近衛前久女）、諱は政仁（ひと）である。慶長十六年（一六一一）、第百八代天皇として即位、在位年数は寛永六年（一六二九）の突然の讓位まで十八年八ヶ月であった。時あたかも幕藩体制確立期にあたっており、禁中並公家衆諸法度、紫衣事件等により、幕府の天皇制への圧迫が最も激しかった時の天皇である。「大日本野史」巻九、後水尾天皇の項によれば、「和歌を善くし、插花を好む」とある。天皇御製の歌として最も著名なものは、

蘆原よしげらばしげれ萩薄おとよとても道ある世に住まばこそ
であるが、讓位直前の心境を歌ったものであろう。

後水尾天皇の中宮は、いうまでもなく二代將軍徳川秀忠女の子（東福門院）であるが、寛永六年東福門院所生の明正天皇に讓位して以来、明正・後光明・後西・靈元天皇（以上すべて実子）の四代にわたって院政を行なっている。

泉涌寺には寛永三年、同六年の住持職補任、紫衣許可の繪旨、

宸筆の願文（寛永十三年七月三日付）、天皇の皇子で妙法院門跡堯如法親王筆の天皇尊像などがあり、他にも天皇ゆかりの遺品が多いことも付け加えておく。

後水尾天皇が崩御されたのは延宝八年（一六八〇）八月十九日寅刻である。御年八十五才であった。「統史愚抄」六十二、靈元天皇中之下、同年八月六日の条に「法皇抑御惱幸内裏、還幸後有御絶氣」とあり、同八日には東寺西院で薬師法御祈が行なわれ、十一日から七日間、神宮で御祈が行なわれた模様である。一方、「常憲院殿御実紀」同年八月廿一日の条には「法皇御惱の聞えあるにより、高家畠山民部大輔基玄奉存候の御使奉り京につかわさる」とあり、同廿四日の条には「法皇御不豫のよし、公卿帰浴のいとたままふ」とある。延宝八年五月に將軍家綱が薨じており「徳川実紀」によれば、綱吉の將軍宣下の大礼が同年八月二十三日に行なわれている。おそらくは大勢の公卿達が江戸の御祝に招かれていたのであろう。

さて、「後水尾院尊儀御葬礼御中陰等略記」（以下略記）によれば、御入棺は八月二十三日（統史愚抄には廿二日亥刻とある。）で、参勤僧十二人が、二十三日から式当日の閏八月八日まで「殿中籠僧七人宛参勤三時供養法有之」とある。葬礼には百三十人の僧が出仕しているが、うち百五人が泉涌寺の僧で、残り二十五人は招提寺、西大寺、戒壇院から援助をうけたことが知られる。「略記」による式当日の公卿、武家の任務分担は次の

通りである。

勅使

第二使

持明院中將殿
藏人卜部兼充殿

凶事伝 奏

清閑寺大納言殿

御奉行

坊城権右少弁殿

寺門伝 奏

勅修寺大納言殿

上使

上杉 伊勢守殿

御所司

戸田 越前守殿

御一会中御番

松平 日向守殿

火消御番

前田 安芸守殿

但与力同心等巡回

井上 丹波守殿

御目付

御法事二付、今度上京

藤堂 主馬殿

有馬 宮内殿

掃地奉行

川口茂右衛門殿

新調道具并御下行奉行

五味 藤九郎

木村惣右衛門
藤林 長兵衛

御普請奉行

芦浦 観音寺

小野 半之助

中井 主水正

引用がやや長くなるが、「統史愚抄」の閏八月八日の条を記そう。「奉_レ葬_ニ故院於泉涌寺_一」西刻、奉_レ出御云公卿左大臣基熙。已下卅六人。藤中納言賢儒為人敷。殿上人左中弁意光朝臣已下卅四人供奉。葬場使左中将基輔朝臣。山頭使藏人式部大丞卜部兼充(略)導師天圭長老。当寺僧奉行藏人權右少弁俊方。伝奏権大納言櫻房凶事。(以下略)。「略記」には単に勅使、第二使としか記されていないが、これによれば葬場使、山頭使と、より具体的に記されているのが注目される。次に「実紀」の二十七日の条を見てみると、「十九日、法皇崩御ありて後水尾院と称し奉る旨京より注進あり。よて音楽停廢せらるる事七日。群臣出仕し御氣色を伺ふ」とあり、三十日の条には、「法皇御法会、泉涌寺、般舟院にて執行あるをもて、松平日向守信之、本多隠岐守康慶、植村右衛門佐家貞ならびに二条在番の大番頭、所属ひきつれ、その事つかふまつるべしと仰せつかはさる。よて目付藤堂主馬良直も上落せしめ給ふ。」とある。松平信之、藤堂良直の名は「略記」中にも見出しうるが、本多康慶、植村家員の任務は不明である。

次に御中陰（閏八月九日・廿九日）について述べてみよう。御中陰中は、「毎日三時御法事修行」があり、出仕僧は七十人であった。凶事伝奏、奉行、寺門伝奏の三人は毎日参勤し、堂上の詰番（院参衆）、非蔵人北面等は終日参勤とある。又、右の他、毎七日之当日（初七日、二七日、……七七七日）計七回法事が行なわれ、僧十一人づつが出仕したとある。その際大臣已下五人づつ、殿上人四人づつ参仕しており、他に二条御番衆のうち三々四人づつが毎日参勤していた模様である。中陰中の法事の導師、参仕した主な公卿、仏事の内容等は「続史愚抄」の閏八月十一日・廿九日の条に詳しいので省略したい。又、十月二十三日には石塔供養が行なわれ、同二十九日には百箇日御忌が行なわれているがこれも省略する。

一方、財政面から葬礼を見てみよう。「法皇御所様就御葬礼御中陰御百箇日御下行米請取帳」によれば、葬礼・百箇日の間に幕府から請取った米の総計は七百七拾石で、その内訳は次の通りである。

- 一、米参百石 台所入用
- 一、米百五拾石 下伝行者下人等御下行
- 一、米式拾石 当分掃地料
- 一、米参百石 御百ヶ日御下行

明正天皇の葬礼の際の下行米の総計も七百七拾石であるが、

第I表 「後水尾天皇御葬礼、御中陰金銀寄払」

順	銀・匁	内 訳	備 考
1	27477.0	諸大名香奠	白銀639枚分
2	18300.0	御百ヶ日御下行 300石代	石ニ付61匁
3	17700.0	御中陰御下行 300石代	石ニ付59匁
4	5891.5	諸家香奠	
5	3250.0	本院御所より御下行 50石	石ニ付65匁
6	1830.0	女五宮より御下行 30石	石ニ付61匁
6	1830.0	新院より御下行	〃
8	137.5	諸堂御車籠散銭	銭11貫文
9	96.0	地下香奠	
10	米170石	御中陰御下行米之内	方丈蔵入
11	-360.8	番所并御廟すやの償	
12	-338.8	贈経270部代	
13	-20.0	法安寺の償	
計	76892.94	—	(朱)外ニ 338匁8分

- 註 (1) 金額の多い順に並べた。
 (2) 1, 4, 11には明細があるが省略した。
 (3) 1~10は収入, 11~13は支払である。
 (4) $(1+2+3+\dots+9)-(11+12+13)=77793.4$ となる。

明正天皇の場合、老中の大久保忠朝、阿部正武、土屋政直、戸田忠昌の奉書(写)があり、これによれば下行米は大津蔵米より出されていた様であるが、詳しいことは後日に譲りたい。また、若干重複する箇所もあるが、「後水尾院尊儀御葬礼御中陰金銀寄払帳」により、収支を見てみよう。それによれば、第I表の通りである。米百七拾石を除いても収入のうち八十二%余が幕府・諸大名の下行米、香奠によって占められていることが注目される。

一方、他の史料により支出面を見てみよう。「後水尾院尊儀御葬札御中陰諸色払」なる史料がそれであるが、これによれば百余項目の支払の明細が記されており、その総計は、銀貳拾三貫參百拾貳匁七厘四毛、米百三拾石四斗壹升（銀ニシテ七貫六百廿八匁九分八厘五毛、石ニ付五拾八匁五分かへ）とある。支出の第一は、一会中飯米で百拾四石壹斗（銀拾四貫六百廿五匁九分）、以下、臨時三ヶ度之御布施六貫六百拾八匁余、八百屋孫右衛門參貫六拾三匁余と続く。禁裏御寺泉涌寺に出入していた商人は京都の商人の中でも最も上層の者たちと思われるので左記に主な店の屋号を抜き出しておく。

かり金屋、茶屋、河内屋、亀屋、伏見屋、筆や。（その他、茶師、門前百姓の名も見える。）

この中で注目されるのは亀屋、茶屋、かり金屋であるが、かり金屋佐右衛門なる人物は尾形光琳、乾山の父尾形宗謙と同一人物であろうか。雁金屋は東福門院（延宝六年没）の御用を勤めた呉服商であり、泉涌寺に出入していたとしても何ら不自然ではない。佐右衛門の名は三度出てくるが、三度目の箇所には「但南都老礼上下等遣」とあることを付け加えておく。

以上、後水尾天皇の葬札に関してその概略を述べたが、最後に、後水尾天皇の葬札史料の中に「混入」していた泉涌寺の「収支決算表」の紹介を行いたい。先にあげた数字と比較するには最適の史料と思われるのでここに記すこととする。（ほぼ

同様の史料が四・五点あるが、そのうち一点のみをあげる。）

第Ⅱ表(1) (延宝6.7.晦～延宝7.正.晦)
収入の部

順	米・石	内 訳
1	201.5	東福門院御一会下行米
2	101.5	上羽年貢
3	44.0	勝竜寺年貢
4	25.948	後光明院御日牌料
5	15.304	森村年貢
6	12.34546	境内年貢
7	10.0	御堂仏供料
8	5.6938	横大路年貢
9	4.3	東福門院御一会等常住飯米残
10	2.0	壬生院御日牌料
10	2.0	新広義門院御日牌料
12	1.191	自先奉行
13	1.0	自来迎院
14	0.5	南山忌料
計	427.10226	

まず収入であるが、寺領の村々からの年貢の総計は百八拾八石余であり、全体の四十四パーセントを占める。しかしながら東福門院御一会下行米にも及んでいない。前号の松平秀治氏の論稿によれば上羽村二百九拾二石二斗、勝竜寺村百七石八斗、計四百石がこの年（延宝六年）に寄進されており、寺領はすべて千一石余となったとあるが、それにしても少いと思われる。しかしながら次の二つの史料により、百八拾八石余はそれほど不合理な数字ではないことが知られる。

第 II 表 (2) (同)
支 出 の 部

順	米・石	内 訳
1	96.0	東福門院御一会忌台所肝煎 境内百姓遣
2	87.0	払 米
3	50.75	飯米入用
4	43.995	知行銀納御日牌料銀
5	22.5499	輪番料
6	8.6	一山下行渡
7	5.0	普文渡
8	2.465	門前百姓渡
9	2.15	不 明
10	2.0	焼香料
その他	12.74	門前百姓渡今熊百姓渡他
計	332.187	—

1、「泉涌寺惣山知行目録」によれば、千石石余のうち、泉涌寺方丈領は右の四百石を加えて、四百八拾石余であり、他は雲竜院以下の諸塔頭領であること。

2、明治四年「泉涌寺并塔頭譜代家来給録取調帳」によれば山田信夫以下の泉涌寺譜代家来が、三拾二石余を知行していること。

一方支出面をみると、全部で二十五項目の明細が判明するが二石未満の十五項目は省略し、上位十項目のみ次に示そう。臨時の東福門院関係の項目を除けば、払米、飯米、輪番料などが上位を占めるが、意味不明の支出が少なくない。

なお、念の為述べると惣収入から惣支出を引いた残りの九拾四石余は、奉行の法安寺千江から翌年度の奉行、新善光寺の租周に引きつがれていることを申し添えておく。

(註、葬礼の収支のうち、導師その他の出仕僧への御布施等は省略した。泉涌寺には膨大な量の「布施割帳」があり、導師から門前百姓にいたるまでの配分明細が知られるが、それらの検討は後日を期したい。)

二、山田家とその所領

明治四年二月の「泉涌寺譜代家来覚」なる冊子に山田信夫、藤井金三郎、山田桂曹(信夫弟)、安田実生、山本友益の五人のほか各塔頭の譜代家来を記したものである。そこに「譜代家来」とあるように、泉涌寺とは密接な関係にあった家であることがまずうかがわれる。

泉涌寺は中世以来、特殊な寺として皇室の保護をうけつつ、特に江戸初期、天正十三年には秀吉より所領の寄進を受けている(同年十一月廿一日判物)。泉涌寺郷と横大路村(山城国紀伊郡)の計四九四石の寄進であった。さらに元和元年七月廿七日「知行之目録」によれば、横大路、丹波国森村の計六〇一石一

斗五升の寺領安堵と泉涌寺門前、境内の諸役免除を家康から認められていることが知られる。このような寺領のうちから、前記の家々は寺内に特殊な位置をしめつつ、一定の所領を得ていたのである。

明治四年の「譜代家来覚」に藤井氏について、応永年間に家来として召し抱えられ、当代まで十六代とあり、山田氏についても中興順盛より十三代目であるとされていること、寛永十一年五月の山田若狭所領帳の存在、元禄四年十二月十五日「泉涌寺境内帯刀者覚」に四氏が見えることなどから、寛永から元禄の頃までに泉山と密接に結ばれていたようである。当時すでに「帯刀者」として認められていた存在で、恐らくは「寺侍」として寺中で特殊な身分を形作っていたようである。しかし、「寺侍」としてどのような任務に携わっていたかどうかは明らかではない。ただ一つ、安永三年三月五日の「開山国師五五〇回遠忌三付法眼法橋御改覚書留」に開山忌参加のことで記されているものがある。山田式部という人物がこの法会に威儀師として参加するか否かということであったが、結局、法眼に仮りにするというで落着いている。

ところでこの山田氏はかなりの所領を有していたが、次に簡単に述べてみたい。

第Ⅲ表は所領の推移を示したものである。寛永十一年のものは山田若狭所持分であり、総石高は十石八斗五升五合七勺であ

る。以下天保段階までその所領高はほぼ一定していることがわかる。第Ⅳ表はⅢ表のうちから手作分と下作分田畠を抜き出したものであり、それによると手作地が減少し、下作分が増加していることがわかる。これら下作地は門前の百姓たちが請け負ったことが知られ、中には寺内塔頭に下作させていた耕地が、後にその寺の持地となってしまうものもある(貞享四年段階で、宇東林寺上田一反一畝は来迎院下作、宇池田上田十六畝二十四歩は新善光寺下作であったが、元禄十五年には各々その持地となっている)。

山田氏について推測をたくましくすれば、前述「帯刀者覚」など考慮して、中世末期以来の地侍的系譜をひきつつ、江戸初期には泉涌寺と結び付き、門前付近の百姓を動員して所謂手作地経営を行なわせていたのであろう。その経営形態が下作ながら後には定納となってくるに従い、逆に泉涌寺寺侍としての性格を強めていったようである。前述の安永三年に法眼の号が問題となったのも、二年後の開山忌を目前にしているとはいえ、山田氏のかかる性格が大いに影響しているのではあるまいか。

文政九年の六〇〇回御遠忌に際して山田中務なる人物は威儀師、従儀師に関する注意を書き残している。この点もまた山田氏が寺侍として寺務に深く関与していたことを物語っているようである。

山田氏の所領は文政頃増加され、二十石余に上昇する。これ

は横大路村からの収入が加わるようになったからである。ここにも寺侍の筆頭としての地位を示しているようである(天保二年十月法橋分敵高帳)。因みに他の寺侍家はほとんど没落していま存在していない家が多い。とはいえ、明治四年の段階まで泉涌寺にあって特殊な身分にあったことは冒頭にあげた「泉涌寺譜代家来覚」から知られるのである。

以上、山田氏とその所領の一端を素描してみた。誤りも多いことと思われるが、詳細は後日はっきりさせたい。山田家文書の中には「法橋領地面図」もあり、それらを参考にすれば所領分布も明確にすることができるであろう。また、他の寺侍家についても調査が進むに従い何らかの手がかりが得られるものと思う。

△付記▽

本稿脱稿後、山中清孝氏が「史游」二号に「泉涌寺領における天正、寛永の検地帳分析」なる論稿を発表された。併せて参照していただければ幸いである。

Ⅲ表 山田氏門前・新熊野所領

年号 田別	面積 石高	寛永 11		貞享 4		元祿 15		文政 11		天保 6	
		(面積)	(石高)	(面積)	(石高)	(面積)	(石高)	(面積)	(石高)	(面積)	(石高)
上 田	34.12	5.20	35.15	5.123	43.26	5.794	34.12	5.13	34.08	5.14	
中 田	4.09	0.578	3.16	0.881	7.26	1.464	4.09	0.578	8.15	1.116	
下 田	3.27	0.4	2.20	0.4	2.20	0.4	3.27	0.523	5.12	0.748	
上 畠	7.06	1.243	5.23	0.793	5.23	0.793	5.23	0.693	8.23	1.288	
中 畠	8.10	1.025	9.06	1.8	6.00	0.855	8.10	1.025	—	—	
下 畠	11.06	1.233	11.24	1.1687	4.02	0.503	11.06	1.233	11.06	1.233	
畑	—	—	—	0.287	—	—	—	—	—	1.225	
屋敷	5.25	0.652	5.25	0.952	2.255	0.652	5.25	0.652	6.15	2.037	
その他	0.24	0.5247	—	—	—	—	—	—	0.24	0.089	
計	75.29	10.855	774.09	11.403	73.025	10.461	68.22	9.834	75.13	12.876	

※その他の欄には田畠の品位が記していないものを入れた。

※天保6年分は総石高のうち、横大路村分8石6斗2升6合を加算していない。

IV表 山田氏手作分、下作分

		寛永 11		貞享 4		元禄 15		文政 11		天保 6		
		(面積)	(石高)									
手 作 分	上	田	34.12	5.16	17.14	2.58	16.12	1.62	34.12	5.13	2.22	0.410
	中	田	0.27	0.103	2.24	0.385	4.14	0.989	0.27	0.103	3.14	0.436
	下	田	1.07	0.123	2.20	0.4	—	—	1.07	0.123	3.27	0.523
	上	畠	1.17	0.205	5.23	0.793	1.17	0.205	1.17	0.105	1.17	0.250
	中	畠	2.22	0.355	5.25	0.805	0.3	0.450	2.22	0.355	—	—
	下	畠	10.20	1.174	0.24	0.089	3.16	0.444	—	—	—	—
小 計			51.15	7.070	35.10	5.052	26.29	3.708	40.25	5.816	11.20	1.619
下 作 分	上	田	—	—	16.24	2.52	27.14	3.699	—	—	16.14	1.91
	中	田	3.12	0.475	3.12	0.415	3.12	0.475	3.12	0.475	1.09	0.205
	下	田	2.20	0.4	—	—	2.20	0.4	2.20	0.4	1.15	0.225
	上	畠	4.06	0.588	—	—	4.06	0.588	4.06	0.588	7.06	1.038
	中	畠	—	—	3.11	0.995	3.0	0.405	—	—	—	—
	下	畠	0.16	0.059	—	—	0.16	0.059	0.16	0.059	0.16	0.059
小 計			10.24	1.522	23.17	3.93	31.08	5.626	10.24	1.522	17.00	3.437

※この表は下作分と手作分の大まかな推移をとらえるため、田畠の品位が明確に出ている所のみ記した。

山田家旧蔵泉涌寺文書目録

(付、山田家文書目録)

凡 例

- 一、本目録に収めた史料は、もと泉涌寺寺役人山田家の御当主山田幸男氏が泉涌寺に寄贈されたものである。但し山田家のみに関する史料は、別に山田家文書目録を作成した。
- 一、本目録は、文書の形態により、冊子と状に分類し、各々編年順とした。但し作成年月不明のものうち編者の判断により推定したものは括弧でくくり、年次相当の箇所へ挿入した。
- 一、目録の記載欄は、(一)整理番号、(二)作成年月、(三)表題、備考の順序である。数量は特に示さない限り一点である。
- 一、原題以外に、場合に応じて編者がつけた表題は括弧でくくっておいた。又、編者註も同様、括弧でくくっておいた。
- 一、本目録は、大三輪竜彦、伊藤一美、小松大秀、山中清孝の共同作成になるものである。

○冊子の部

- | | | | |
|-------------|--------------------------------|-------------|-----------------------------|
| 1 天正13・12 | 泉涌寺塔頭并寺衆指出帳 | 19 安永8 | 後桃園院尊儀次第 |
| 2 天正17・11 | 下山城愛多喜郡泉涌寺御檢地帳 | 20 天明7・4 | 御朱印御改日記写 泉山役所 |
| 3 文祿4・12 | 泉涌寺門徒衆檢地目録 | 21 天明7・9・22 | 就御代替御礼并御朱印御改御参府日次私記 |
| 4 寛永13 | 泉涌寺新熊野村指出 楽音院 | 22 (明和?寛政) | 目録覚 |
| 5 寛永13 | 泉涌寺領 ^{新熊野} 内田畑上中下 楽音院 | 23 文化2・2・28 | 泉涌寺御門前畝高帳 来迎院 弘化元 |
| 6 (寛永13) | (檢地帳 写) | 24 文化2・9・24 | 四糸院尊像外御遷座之儀 |
| 7 寛文6・12 | 勅書將軍家書等写 | 25 文化6・10 | 収納米留帳 |
| 8 (延宝6カ) | 泉涌寺山城国乙訓郡上羽村田畑名寄帳 | 26 文政2・3 | 出火諸書付之覚 |
| 9 (延宝カ) | 寺領年々免定留帳 泉涌寺納所 | 27 文政4・臘月 | 年貢請取帳 |
| 10 天和2・7 | 宗門改帳 御奉行所宛 | 28 文政4・臘月 | 年貢請取帳 |
| 11 正徳6・5・6 | 有章院尊儀薨御覚書 | 29 文政5・正 | 青綺門院様三十三回御忌御法事諸雜費勘定帳 |
| 12 享保10・9 | (開山国師五百年忌諸末寺江遺状案) | 30 文政7・9・12 | 仙洞御所修学院御幸御触状書付 山田氏覚書 |
| 13 享保11・2 | 国師新加徽号御宸筆降下記 | 31 文政9・3・8 | 威儀師・從儀師要心 山田中務扣 |
| 14 (寛保元) | 田畑山林扣高之覚(写) 駿州志太郡大草村慶寿寺 | 32 (天保5) | 御布施割仕様聞書(丹州森村免割) |
| 15 (宝暦7) | (雲竜院諸帳面写) | 33 天保8・正 | 年内惣礼、開山忌、劔宮神事、滝尾宮神事、舍利会等勘定帳 |
| 16 (〃カ) | (雲竜院由緒) | 34 天保8・8・21 | 御代替御礼泉海長老御参府私記 |
| 17 宝暦10・2・3 | 大閣様御朱印写(四通分) | 35 天保8・10 | 下向道中諸入用勘定帳 |
| 18 明和2・2 | 駿州慶寿寺檀中願一許之記 藤井丹後 | | |

京都泉涌寺古文書探訪記(二)

- 36 天保9・正 御触書留帳 泉涌寺役所
 37 天保9・4・5 御朱印御改 明舒和尚御参府私記
 38 天保11・正 年内惣礼、開山忌等勘定帳
 39 天保11・正 御触書留帳 泉涌寺役所
 40 天保11・10 四條院尊儀六百回雜費帳
 41 天保12・10 光格天皇様御一会并譯号諸弘覚帳 山
 田民部扣
 42 嘉永元・4 新朔平門院様境内下行米渡帳
 43 嘉永7・8 御朱印御改ニ付留書
 44 安政2 寺割帳 村方控
 45 安政6・11 御再建御用留記 泉涌寺役所
 46 文久元 米請弘勘定帳 泉山米方
 47 文久2・5・20 (詔勅写) 山田民部写
 48 文久2・11・22 (御米御備ニ付、泉涌寺領村々村役人連印帳)
 49 文久3・正ヨリ 御触書之留 山田民部扣
 50 文久3・12 年中米請弘勘定帳 民部扣
 51 文久4・正 米請弘勘定帳 泉山蔵方
 52 元治元・7 京都大焼書留 山田
 53 元治元・10 御寄附地一件諸書物類写 河内国讚良郡深野新田
 54 慶応元・10 年中行事并諸事書留 民部扣
 55 慶応2・10 田畑内見奥寄帳 河州讚良郡深野新田
 56 慶応2・11 年中米請弘勘定帳 民部扣
 57 慶応2・12 御年貢皆済目録 今熊野村
 58 (慶応3カ) 卯正 御中陰御法事御入用品々并御賄方諸色御道具帳
 59 慶応3・7 (御葬送御中陰御下行内渡請取ニ付門前、今熊野村百姓連印帳)
 60 慶応3・9ヨリ 御触書之留 民部扣
 61 慶応3・12 (横大路村方丈様分書上)
 62 慶応4・2ヨリ 御触書之留 山田民部扣
 63 慶応4・3ヨリ 御触書之留 民部
 64 明治元・7 御布告留 泉山役所
 65 (明治初年) (御触書留)
 66 (明治3)・5 就御尋口上書(山田桂曹、藤井金三郎、山田信夫)
 67 明治4・2・27 泉涌寺家来覚 泉涌寺役者来迎院
 68 (明治4) (泉涌寺家来覚)
 69 明治4 泉涌寺并塔頭譜代家来給録取調帳 京都御政府宛
 70 明治5・正 日記 泉山役寮
 71 明治5・4 御触書 信夫扣
 72 (弘化?慶応) 御寄附御品記録(後奈良?仁孝)

73 (年欠)

御位牌殿箔押箇所帳

74 (〃)

(借り入れ覚)

75 (〃)

(山城之内禁裏御賄御領ニ付覚)

76 (〃)

御当夜式手扣

77 (〃)

(御葬送御当日御導師参内御同車之儀)

78 (〃)

大行天皇御尊儀御葬礼御当夜役者手鑑

民部扣

79 (〃)

御葬送御当日御導師参内御同車之式

80 (〃)

(祠堂金ニ付、奉歎願口上覚、泉涌寺役者)

○状の部

81 正長 2・3

称光院々宣(写)

82 (年欠)

泉涌寺領所分惣別注文(写)

83 寛正 6・11・25

泉某充券案

84 天文 6・11・11

今川義元所領安堵状(写)。慶寿寺宛

85 天正 13・11・21 他

豊臣秀吉朱印状(写・三通)

86 天正 14・8・10

女房奉書

87 天正 15・3・3

僧泉英寄進状(即之額字・伝律祖裔図寄進)

88 慶長 19・10

禁制(写・新熊野村)板倉伊賀守(勝重)

89 (年欠) 9・4

徳川秀忠御内書・秋月長門守宛

90 (慶安) 延宝

院参日次記抄

91 天和 2・7・20

宗門人数之事

92 天和 2・7・29

宗旨御改男女人数之覚

93 天和 2・7

泉涌寺末寺宗門改之覚

94 天和 2・7

泉涌寺方丈并塔頭宗門改之帳

95 貞享 2・6・11

(徳川綱吉御朱印写)

96 (貞享 4)・卯 4 月

(寺社之外ニ御朱印頂戴者調ニ付、覚)

97 元禄 4・12・15

(泉涌寺境内帯刀者ノ覚)

98 (元禄 5) 申 12 月

(御朱印御改ノ口上覚)

99 享保 10・8・12

中御門天皇綸旨写

100 享保 16・10

慶寿寺通泰書状 泉涌寺維那律師宛

101 (享保年間)・申 10 月

(泉涌寺住職之内自院称号例証之覚)

102 延享 4

宗旨証状之事(丹州船井郡康安寺ヨリ小出信濃守寺社奉行宛)

103 延享 4・

宗旨証状之覚(丹州船井郡、小出信濃守寺社奉行宛)

104 元文 4・7・15

大岡越前守殿江差出留メ

105 (寛永) 明和

(女院過去帳)

106 天保 5・7・28

(養子清太郎ニ付一札)(山田民部記)

107 天保 9・5・26

口上(御朱印改ニ付) 駿河慶寿寺

108 天保 10・10・2

滝尾宮棟札(写)

京都泉涌寺古文書探訪記(二)

- | | | | |
|-----|--------|---------|-----------------------------------|
| 109 | 天保13 | ・11 | 免定之事(丹州船井郡塩田森村) |
| 110 | 嘉永2 | ・12 | 酉年免定之事(丹州船井郡塩田森村) |
| 111 | 文久2 | ・7 | 新待賢門院尊儀七回忌御法事 |
| 112 | 文久2 | ・11 | 戌年免定之事(城州乙訓郡上羽村) |
| 113 | (年欠) | | (附法状・寺宝、御宸翰等之目錄) |
| 114 | (〃) | | (駿州富士郡蓼原村源立寺御朱印覚) |
| 115 | (〃) | ・寅8・26 | 泉涌寺役者参府ノ先触 |
| 116 | (〃) | ・寅8・28 | 泉涌寺役者参府ノ先触 |
| 117 | (〃) | ・寅10・15 | 泉涌寺役者参府ノ先触(写) |
| 118 | (天保9カ) | ・戌壬4月 | (御老中上京ニ付、口上覚)(照善院奉行所) |
| 119 | (〃) | ・戌壬4月 | (御老中方参詣献納ニ付、口上) |
| 120 | (〃) | ・戌壬4月 | 御老中方御参詣之式覚 |
| 121 | (年欠) | ・子9月 | (藤森神事ニ付、口上) |
| 122 | (〃) | ・5・26 | (御朱印改ニ付、口上)(慶寿寺) |
| 123 | (〃) | | 来迎院借財方返済并苞ケ年賄方見積り |
| 124 | (〃) | | 諸道具扣 |
| 125 | (〃) | | 漢詩 義通法橋 |
| 126 | (〃) | | (金銀奉納ノ覚) |
| 127 | (〃) | ・正 | 献上物覚 |
| 128 | (〃) | ・正・18 | 護持院前大僧正隆光書状 孤雲長老宛 |
| 129 | (〃) | ・12・3 | 護持院前大僧正隆光書状 孤雲長老宛 |
| 130 | (〃) | ・正・20 | 唐金屋助九郎利倫書状 孤雲長老・新善光寺宛 |
| 131 | (〃) | ・正・6 | 本多団之助可敬書状 孤雲様宛 |
| 132 | (〃) | | 某書状 こうん宛 |
| 133 | (〃) | ・4・3 | 平井兵部卿、北村伊賀守、大谷対馬守、飯田能登守連署礼状 泰嶺長老宛 |
| 134 | (〃) | ・2・19 | 奥平藤五郎書状 泰嶺長老宛 |
| 135 | (〃) | ・閏12・25 | 奥平藤五郎書状 泰嶺長老宛 |
| 136 | (〃) | ・12・21 | 奥平藤左衛門書状 泰嶺長老宛 |
| 137 | (〃) | ・12・24 | 奥平藤左衛門書状 泰嶺長老宛 |
| 138 | (〃) | ・12・26 | 唐金屋武兵衛書状 泰嶺長老宛 |
| 139 | (〃) | ・9・25 | 唐金屋助九郎利倫書状 泰嶺長老宛 |
| 140 | (〃) | ・2・7 | 油木源之進書状 泰嶺長老宛 |
| 141 | (〃) | ・12・13 | 油木半太夫書状 泰嶺長老宛 |
| 142 | (〃) | ・正・10 | 唐金屋太良三郎書状 泰嶺長老宛 |
| 143 | (〃) | ・2・23 | 戸村佐一郎書状 泰嶺宛 |
| 144 | (〃) | ・2・21 | 戸村半七書状 泰長長老宛 |
| 145 | (〃) | ・2・3 | 弓削頼母一高書状 泰嶺宛 |
| 146 | (〃) | ・3・3 | 弓削頼母一高書状 泰嶺宛 |

147 (〃)・2・28 弓削頼母一高書狀 泰嶺宛
 148 (〃)・3・28 弓削左膳書狀 泰嶺宛
 149 (〃)・2・17 横山孫之進書狀 泰嶺長老宛
 150 (〃)・7・23 長沼吉兵衛書狀 新善光寺泰嶺長老宛
 151 (〃) 某書狀 たいれい長老宛
 152 (〃)・仲春・29 某書狀 泰嶺長老宛
 153 (〃)・10・16 泰嶺和尚書狀 満山諸位閣下宛
 154 (〃)・6・4 泰嶺書狀 千岩和尚宛
 155 (〃)・閏3・29 泰嶺書狀 満山各位閣下宛
 156 (〃)・12・15 鬼平佐渡守書狀 新善光寺宛
 157 (〃)・3・18 遍照院僧某西院流伝授願狀 自性院大僧正宛
 158 (〃)・10・23 西村理右衛門書狀 新善光寺、善能寺安樂光院宛
 159 (〃)・4・17 赤井半兵衛書狀 新善光寺御屬從宛
 160 (〃)・9・24 酒井若狭守(忠義)書狀
 161 (〃)・3・25 安田隼人、大浜伊与介、飯田備後守新善光寺宛
 162 (慶応元カ)・丑12月 (諸寺上席三列セラルニ付、寺門伝奏勅修寺へノ礼狀之写 二通分)
 163 (年欠)・正・3 三宅右衛門尉書狀
 164 (〃)・正・20 某書狀

165 (〃)・4・3 某書狀
 166 (〃)・正・4 唐金屋武兵衛書狀 寛純宛
 167 (〃)・正・13 某書狀 戸村半七宛
 168 (〃)・正・17 戸村半七書狀 善長老
 169 (〃)・正・17 戸村半七書狀 寛純宛
 170 (〃)・4・7 高旭書狀
 171 (〃)・10・20 好川七郎兵衛書狀 新善光寺宛
 172 (〃)・2・25 唐金屋助九郎利倫書狀 新善光寺宛
 173 (〃)・9 唐金屋助九郎書狀 新善光寺宛
 174 (〃)・9・5 維那呆谷、藏司兼照書狀 法金剛院宛
 175 (〃) 某書狀 新善光寺宛
 176 (〃)・6・13 某書狀
 177 (〃)・3・3 某書狀
 178 (〃) 某書狀
 179 (〃) (泉涌寺絵図〔部分〕)
 180 (〃)・12・13 赤井半兵衛書狀 善明、良源宛
 181 (〃)・霜月・20 経康書狀 僧鏡大和尚宛
 182 (〃) (藤森神事ニ付 口上)
 183 (〃) (海会堂、大方丈、小方丈宝物 覚)
 184 (明治3)・9 (御役儀ニ付 奉歎願口上書、山田信夫、同苗桂曹)
 185 明治11 (泉涌寺絵図)

山田家文書目録(山田幸男氏蔵)

○冊子の部

- ①寛永11・5 門前、新熊野法橋分檢地帳
 ②寛永11・5 法橋分田地畝歩帳 山田龜蔵(文政6・12写)

- ③寛永11・5 門前分、新熊野分、法橋分(文政10・10写)

- ④貞享4 法橋領畝高水帳 山田家控
 ⑤元禄15 法橋分門前新熊野畝高帳 山田氏
 ⑥安永3・3・5 当寺開山国師五百五十回忌二付法眼・法橋御改寛書(文政7・9・3写)

- ⑦安永3・3・5 当寺開山国師五百五十回遠忌二付法眼・法橋御改寛書留 山田民部記(文政7写)

- ⑧寛政10・12 法橋分歳具留帳 山田其蝶
 ⑨享和3・12 法橋分歳具留帳 山田其蝶
 ⑩文化2・5 法橋領地面図 山田民部改

- ⑪文政9 開山国師六百回御遠忌二付法眼・法橋昇進之留 山田民部
 ⑫文政10・11 法橋分毎年納米帳 山田民部
 ⑬文政11・11 門前新熊野法橋分畝高帳 山田家

- ⑭文政12・11 法橋分畝高帳
 ⑮天保2・10 法橋分畝高帳
 ⑯天保6 法橋領田畑改帳 山田家
 ⑰万延元・3 法橋領畝高帳 山田家
 ⑱慶応3・12 (法橋様分皆済上納御届 横大路村)
 ⑲(年欠) 山田若狭田畑畝歩帳

○状の部

- ⑳宝暦12・7・29 取名(舜峰宛)
 ㉑寛政2・2・3 取名(月皎宛)
 ㉒文政7・11・8 取名(大順宛)
 ㉓文政13・12 (法橋料様分年貢勘定 横大路村)
 ㉔天保7・12 (法橋料様分年貢勘定 横大路村)
 ㉕天保8・12 (惣院様分年貢勘定 横大路村)
 ㉖天保8・12 (法橋様分年貢勘定 横大路村)
 ㉗天保9・12 (法橋料様分年貢勘定 横大路村)
 ㉘天保11・12 (法橋料様分年貢勘定 横大路村)
 ㉙安政7・正・9 取名(象海宛)
 ㉚(慶応3) 孝明天皇御尊儀御一会被下物目録(山田民部・山田中務・山田主税)

山田家旧藏泉涌寺文書の概要

泉涌寺寺役人山田家の史料が、今回の我々の史料調査を機に原藏者山田幸男氏の御好意により泉涌寺に寄贈された。内容は中世末期から明治初年にいたるまでの文書、絵図類で、冊子類八十点、状物百五点、計百八十五点である。

右の他、山田家のみに関する史料が三十点余あるが、山田家文書として別に目録を作成した。

文書の概要を述べる前に山田家について若干述べておこう。

明治四年の「泉涌寺并塔頭譜代家来給録取調帳」によると、知行二拾石、二人扶持、式拾両の寺侍で、中世末期から明治初年まで泉涌寺の寺侍筆頭の地位を占めていたことが知られる。また元禄四年の「泉涌寺境内帯刀者覚」には方丈家来として山田氏の名があり、寺にありながら苗字帯刀を許され、かつ二拾石余の知行地（一部手作地）を持つ特殊な身分であったと思われるが、詳しくは伊藤氏の論稿に譲りたい。

さて、まず中世文書について簡単に述べてみよう。中世文書は全部で十点ある。このうち正文と思われるものは史料2、86、87の三点で、その他は写または案文である。天正の太閤検地帳に関しては後述し、僧泉榮の寄進状に関しては巻頭の写真及び三大三輪氏の解説に譲ることにして、ここでは「泉涌寺領所分惣別之注文」について述べてみよう。残念乍ら年欠の写であるが

その記載様式を次にあげてみたい。

一所 摂津国潮江庄新免 一所 尾張国毛受郷七ヶ村
一所 備中国口林 一所 伊勢国四瀬本戸

この文書には計二十五の所領が記されているが、内訳は洛中が七、山城国九、若狭・伊勢二、摂津・尾張・備中・讃岐・伊予各一である。泉涌寺の所領が各地に散在していたことが知られる。

次に、文書の筆写年代は寛文六年（一六六六）であるが、応永元年の出雲国仁多郡横田庄に関する後小松天皇の勅書、同九年の足利義持の所領安堵状等、応永天文科の史料十数点を記した「勅書將軍家書等写」なる史料がある。文書の保存状況は非常に悪いが、泉涌寺塔頭の雲竜院文書、東大史料編纂所蔵の雲竜院旧記等と比較検討すると面白いと思われる。

山田家旧藏泉涌寺文書、山田家文書で最も充実しているものは土地に関する史料である。天正十三年（一五八五）の指出帳、同十七年の検地帳等、京都市内に現存する太閤検地帳としては最も古いものの一つで貴重な史料といえよう。しかも寛永の検地帳三冊、天和の宗門改も五点現存しており、泉涌寺のみならず、京都府、そして歴史学界にも多大な貢献をなしているであろう。時間とスペース、能力の関係によりその総合的分析は後日に期すこととして、以下簡単にそれらについて述べてみよう。

天正十三年十二月のものは、いわゆる指出検地である。泉涌

寺常住分六拾石壹斗三升、雲竜院以下十六の塔頭の四百三十四石五斗三升八合、計四百九拾四石六斗六升八合を記したものである。境内、新熊野のみならず、安井、北野、中堂寺等、洛中に散在していたことが知られる。なお、天正十三年十一月廿一日付の秀吉判物によればこの指出はそのまま安堵されたのではなく、「旧領地の書上」を命ぜられたものと思われる。

一方、天正十七年十一月の検地帳の記載様式は次の如くである。

上田	同しやうしてん	九斗	若狭
上田	同	六畝	
上田	同	四畝廿八歩	七斗四升
上田	同	四畝拾歩	参斗五升
			四郎左衛門

その合計は八拾七石五斗四升八合で、総筆数は、一九二筆である。石盛は上田十五、中田十三、下田十一、上畑十三、中畑十一、下畑十で、一畝〓三十歩、半〓五畝であった。右に示した検地名請人のうち若狭は山田氏の祖先である。(文禄四年の泉涌寺門徒衆検地目録の表紙に法橋若狭所持とあり、寛永十一年の門前、新熊野法橋分検地帳にも山田若狭とある。)名請人には他に雲竜院、肥後、小兵衛、柳原新二郎、いまくまの次郎左衛門、孫四郎、来光院、いまくまの直右衛門等がある。右のうち肥後は寺侍、雲竜院・来光院は塔頭である。柳原、新熊野とある

のは入作を示すものである。尚、永荒・当荒も高請けされていること、無主とあるものが五筆あることを付け加えておく。

寛永の検地帳、天和の宗門帳の分析は後日を期すことにしてその他の重要な史料の紹介をしたい。史料8、9は延宝六年に家綱から寄進された乙訓郡上羽村、勝竜寺村の名寄帳及び免状留である。しかしながら史料7とともに文書の痛みが激しいので早急に裏打その他の処置が必要である。その他土地関係、寺領関係の文書は史料23、27、28、46、50、51、109、110、112等がある。これらの史料を詳細に検討すれば泉涌寺領の構造が、かなりの程度明らかになるであろう。なお、右の他、寺領関係で注目すべき史料がある。史料53がそれであるが、元治元年に河内国讃良郡深野新田が「寄付地」として小堀数馬を仲介として泉涌寺領となったときの村明細帳、免状等同一時点の村方の基本史料十二点を一帳としたものである。

また、支配関係では天保7明治の御触書留帳が十冊あることが注目される。連続していないが、前号でふれた寛政から明治までの日記と併せて検討すれば幕末史に新たな一頁を加えることができよう。

以上の他、慶長十九年の板倉伊賀守の禁制写、慶長期の秀忠御内書(正文)、護持院隆光の直筆書状二通、天明、天保の参府日記、文政二年、元治元年の京都の火災の記録、安政の再建御用留記、慶応期の年中行事并諸事書留等が注目される。また末

寺の駿州志太郡大草村の慶寿寺関係のものがかなり含まれていることも注目される。

以上、管見にふれた史料を中心にその概要を述べてみたが、種々の制約により十分いい尽せなかつた点も多い。しかしながら、旧来の泉涌寺文書を補完するものとしての山田家文書の重要性が本稿によりいくらかでも明らかにしえたとしたら幸いである。

執筆分担。巻頭写真解説、大三輪竜彦。総説、後水尾天皇の葬礼、山田家旧蔵泉涌寺文書の概要、山中清孝。山田家とその所領、伊藤一美。